



中間貯蔵施設の整備について

平成28年12月

環境省

平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針

I 用地取得

○体制を更に強化し、丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む。

II 施設整備

○本格施設（受入・分別施設、土壌貯蔵施設、仮設焼却施設）について、平成28年度から整備に着手。用地取得を加速化し、施設を順次、拡張・展開。

○福島の復興に向けて除染土壌等の継続的な搬入が可能となるよう、中間貯蔵施設内の保管場の整備を実施（既存の保管場の残容量も活用）。

III 輸送

○平成28年度の輸送量（15万m³程度）に対応する道路補修等の対策を平成27年度中に実施し、平成28年度から段階的に輸送量を増加。

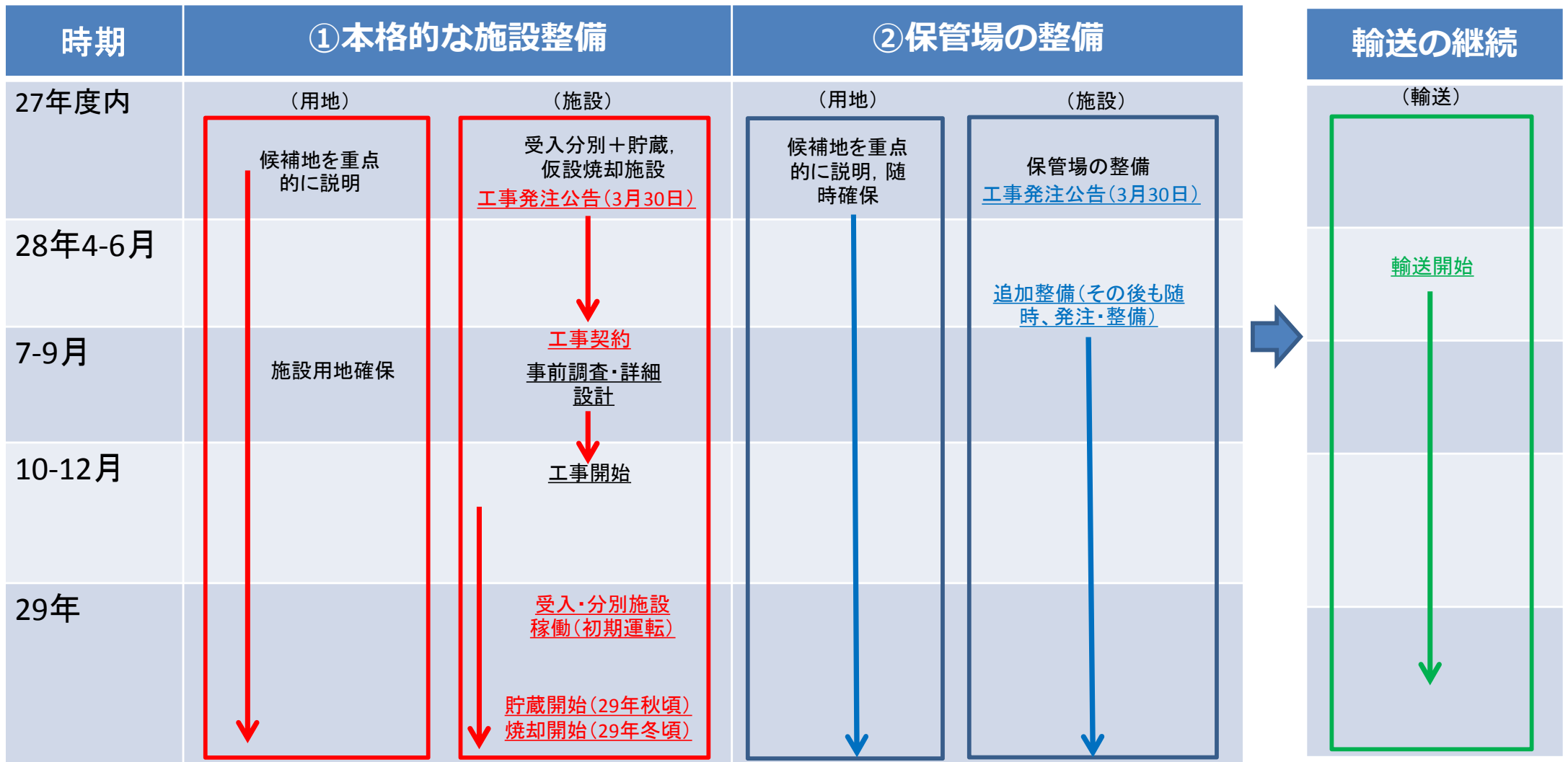
○ピーク時を含めた各輸送期間の輸送量及び輸送台数を想定した上で、当該輸送台数に対応した道路交通対策を、段階的な輸送量の拡大に先立って実施。

－今後の輸送ルートを具体的に構想し、復興等に向けて整備されるIC供用開始後にピーク時輸送へ移行できるよう準備

○以下を考慮し、輸送期間毎の各市町村からの搬出量を設定。

①各市町村に均等に配分した基礎量、②立地町である大熊町・双葉町等への配慮、③発生量等に応じた傾斜配分

中間貯蔵施設にかかる施設整備等の進め方について



※用地の取得状況に応じて、順次継続的に工事発注を行っていく。

※4月11日双葉町議会全員協議会での議論を踏まえ、双葉工区への28年度の輸送はパイロット輸送の継続として実施することとなった。

当面の施設整備について

【処理対象物】

仮置場および保管場に保管されている土壌等（土類、小石、砂利等）

【設置する施設】

・受入・分別施設

主要設備：計量設備、荷下ろし設備、破袋設備、一次分別設備、二次分別設備、濃度分別設備

※当面の施設においては、土壌の濃度の状況を把握するために、濃度分別設備を設ける。

・土壌貯蔵施設

主要設備：堰堤、遮水工、浸出水処理施設

・その他付帯施設（スクリーニング施設、洗車施設など）

・主な施設諸元

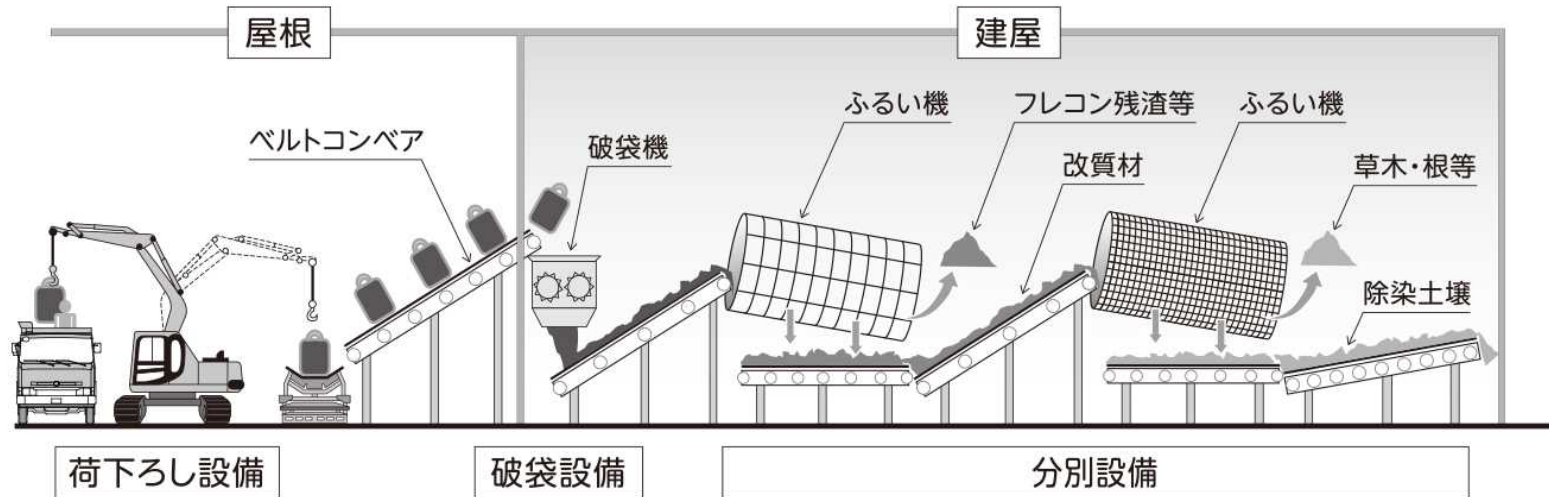
| | 項目 | 双葉工区 | 大熊工区 |
|---------|--------|--|-----------------------|
| 受入・分別施設 | 処理能力 | 140t/h | 140t/h |
| | 建築物高さ | 約10m | 約10m |
| | 建屋仕様 | 鉄骨支持膜構造 | 鉄骨支持膜構造 |
| 土壌貯蔵施設 | 施設の種類 | Ⅱ型 | Ⅱ型 |
| | 遮水工タイプ | Aタイプ | Aタイプ |
| | 貯蔵容量 | 約60,000m ³ (当初は約38,000m ³) | 約60,000m ³ |
| | 貯蔵高さ | 約10m | 約10m |

【スケジュール】

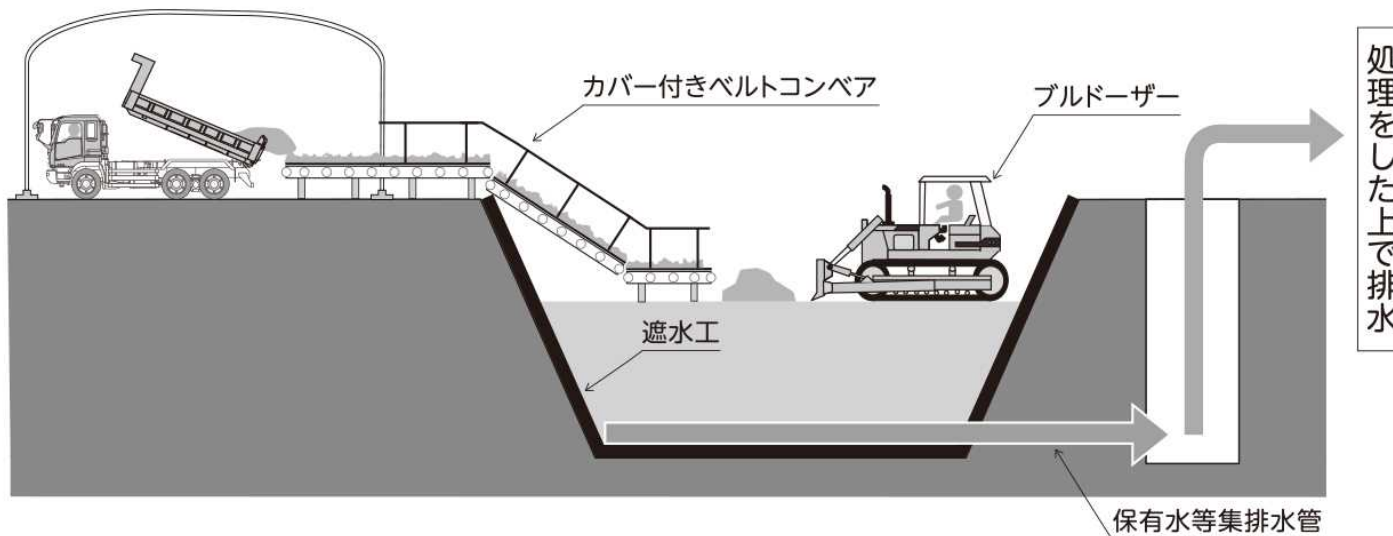
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------|---------------------------|--------|--------|
| 発注公告 H28年3月末 | 調査・設計・建設・初期運転 (約1年4か月) | | 運転・貯蔵等 |

(※) 今後の用地取得や天候等の状況によりスケジュールが変更となる場合がある。

受入・分別施設イメージ



土壌貯蔵施設イメージ



中間貯蔵施設用地の状況について

平成28年11月30日時点

| 全体面積 約1,600ha | 項目 | 全体面積内訳 | 全体面積に対する割合 | 登記記録人数 (2,360人)内訳 |
|------------------|---------------------|----------|------------|---|
| 民有地 約1,270ha | 地権者連絡先 把握済み | 約1,180ha | 約74% ※1 | 約1,700人 |
| | 調査確認 承諾済み | 約1,100ha | 約69% | 約1,460人 |
| | 物件調査済み | 約1,030ha | 約64% | 約1,350人 |
| | 契約済み | 約204ha | 約12.8% | 517人 (約21.9%) ※2 |
| 公有地等 約330ha | 町有地 | 約165ha | 約10.3% ※1 | ※1 連絡先把握済み地権者の面積は、民有地と公有地の合計で全体の約94%となっている。 ※2 土地・建物所有者登記記録2,360人に対する割合。 |
| | 国有地/県有地/ 無地番地の土地 | 約165ha | 約10.3% ※1 | |

平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針

輸送

○平成29年度の輸送量50万m³程度。

- ・ 学校等に保管されている除染土壌等を優先的に輸送。
- ・ 先行して学校等から仮置場に搬出済みの市町村に配慮。
- ・ その他、以下を考慮し、各市町村からの搬出量を決定(焼却灰の輸送を含む。)

①各市町村に均等に配分した基礎量

②立地町である大熊町・双葉町等への配慮

③発生量等に応じた傾斜配分(発生時期や広域処理にも配慮)

○今後の輸送量及び輸送台数を想定した上で、これらに対応した道路交通対策を、輸送量の拡大に先立って実施

ー平成29年度の輸送量に対応した舗装厚の改良などの道路交通対策を平成28年度内に実施

ーピーク時の輸送に向けて工事用道路の整備を含め必要な道路交通対策を順次実施

平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針

用地

- 当面5年間の見通し(平成29年度末270～830ha(累計))に沿って、丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む。

施設

- 既に工事に着手している受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備を進め、平成29年秋頃を目処に貯蔵開始。
- 平成30年度の輸送量90～180万m³に対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工。
- 平成29年冬頃の稼働を目指し、大熊町の減容化施設を整備。併せて、平成31年度稼働を目指し、双葉町に減容化施設を着工。
- 焼却灰の輸送の開始に併せて、焼却灰保管場を確保しつつ、平成31年度の貯蔵を目指し、廃棄物貯蔵施設の整備に着手。
- 除染土壌等の継続的な搬入が可能となるよう、平成29年度の輸送量の搬入に必要な保管場の整備を実施。